

電話番号を用いたサービスを提供する際は、 提供元の電気通信事業者への申告が必要です。

電話番号の転売等によって、特殊詐欺に電話番号（特に転送電話サービス）が使用される事例が増加しています。そのため電話番号の提供元が電話番号の利用状況を適切に把握するために、新たに制度が設けられ、令和5年1月1日以降、以下の対応が必要になります。

Q1.どのような事業者が対象になりますか？

他の電気通信事業者から電気通信番号※を使用する電気通信役務の提供を受け、自らの電気通信事業に利用している**全電気通信事業者が対象**になります。

※ 携帯電話番号(090/080/070/020C/0200)、IMSIは当面の間対象外です。

Q2.どのような内容を申告するのですか？

- 提供を受けている電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること
- 自ら電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていること

を提供元の電気通信事業者に対して申告する必要があります。具体的には、提供元の電気通信事業者にご相談ください。

Q3.提供元の事業者に申告した場合、どうなるのですか？

提供元から、役務提供にあたり電気通信番号使用計画の認定の確認が求められます。

また、法的義務である電気通信番号の使用に関する条件の遵守が契約上でも求められます。

なお、提供を受けた役務を自らの電気通信事業に利用する場合は、卸契約に基づき役務提供を受けることを総務省として推奨しており、提供元事業者に契約の移行を要請される可能性があります。

Q4.電気通信番号使用計画の認定とは何ですか？

電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける（みなし認定とできる場合もあります）ことが必要です。

詳しくは以下の総務省HPをご覧ください。

【電気通信番号を使用するための手続 - 総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html

Q5.電気通信番号の使用に関する条件とは何ですか？

番号の種別ごとに電気通信番号の使用に関する条件が法令で定められています。

特に固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する場合は、利用者の本人確認及び拠点確認の義務や設備の設置場所の確認等の条件があります。

詳しくは電気通信番号計画をご覧ください。

【電気通信番号計画】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000620706.pdf

Q6.申告しない場合のペナルティはありますか？

申告を行わないことは、電気通信番号の使用に関する基本的事項の違反になりますので、適合命令や認定取消しといった行政処分の対象になります。こうした行政処分に従わない場合や、そもそも番号使用計画の認定を受けずに電気通信番号を使用した場合、200万円以下の罰金が科せられます。

また適切な対応を行っていない場合、提供元の事業者から役務提供を受けられなくなる可能性があります。

<問い合わせ先>

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 番号企画室
電話：03-5253-5111（内線5859） E-mail：bango@soumu.go.jp